

東京都がん診療連携拠点病院指定要件案について

指定要件改正の基本的な考え方について（東京都がん診療連携拠点病院）

東京都がん診療連携拠点病院は、「がん診療連携拠点病院と同等の高度な診療機能を有する医療施設」として東京都知事が指定する病院であることを踏まえ、次のとおり、現行要件を改正する。

原則として、がん診療連携拠点病院の新要件と同様の要件とする。
ただし、相当の理由がある場合は、個別に判断する。

要件緩和の基本的な考え方

- ① 人員配置体制の充実に資する新要件については、新規雇用や配置転換に時間を要する場合があることから、経過措置を設け、猶予期間を与える
- ② 国指定でなければ充足できないものに関しては、指定要件としない

【現行の要件】

国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員基礎研修（１）～（３）を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ１人ずつ配置している。

①第４回（７月）での御意見

- 相談支援センターの相談員研修について、人事異動で相談支援センター配属でなくなることを拠点病院からよく聞く。欠員が出るのでは。
- 国がんの研修は国指定の拠点病院・診療病院が優先であり、都道府県指定への対応は可能な範囲での対応となる。コロナで研修の体制も変わっていて、研修提供量も減っているなので、配慮してほしい。

（参考）令和元年度での御意見

- 修了を望ましいとした場合、配置がなくても相談支援センターと名乗ることとなれば、国指定の病院の相談支援センターも含めて質を落とすことになる。配置がなくても相談支援センターと名乗るといふのはやめていただきたい。
→ 相談支援センターについては、研修修了者の配置を必須要件とした

②要件の充足状況

- 全病院が要件を充足している。

方向性（案）

- 原則として、がん診療連携拠点病院の新要件と同様の要件とする中で、当該要件を緩和する場合、相談員の質の後退等、がん相談体制の後退の懸念がある。
- このことから、引き続き、都拠点については、国と同様の要件とする。

指定要件に未充足があった場合の対応について

指定要件に未充足があった場合について、要綱上に明記する。

改正案

知事は、都拠点病院が指定要件を欠くに至ったと認める等の場合は、「東京都がん診療連携拠点病院等選考委員会」の意見を聴取の上、以下の対応を行うことができる。

①勧告

指定要件を欠くに至ったと認める場合、勧告を行った上で指定期間を短縮することができる。勧告を行っても改善が見られない場合、指定の取消しをすることができる。

②指定の取消し

指定要件を著しく欠く場合及び重大な事故等が発生した場合は、指定の取消しをすることができる。
また、知事は開設者から申し出があったときは指定を取り消すことができる。

現行

知事は、都拠点病院が指定要件を欠くに至ったと認める場合及び重大な事故等が発生した場合は、「東京都がん診療連携拠点病院等選考委員会」の意見を聴取の上、勧告及び指定の取消しをすることができる。また、知事は開設者から申し出があったときは指定を取り消すことができる。